

装プ事第1918号
28.2.15
一部改正 装プ事第5876号
令和6年3月29日

防衛政策局長
整備計画局長
各幕僚長
情報本部長
防衛装備庁防衛技監
防衛装備庁長官官房各装備官
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁長官官房総務官
防衛装備庁長官官房人事官
防衛装備庁長官官房会計官
防衛装備庁長官官房監察監査・評価官
防衛装備庁長官官房各装備開発官
防衛装備庁長官官房艦船設計官
防衛装備庁各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

殿

防衛装備庁長官
(公印省略)

構想段階における代替案分析等について (通達)

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

構想段階における代替案分析等について

(趣旨)

第1 この通達は、装備品等のプロジェクト管理に関する訓令（平成27年防衛省訓令第36号。以下「訓令」という。）第9条の代替案分析等について必要な事項を定めるものとする。

(依頼によらない代替案分析等)

第2 防衛装備庁長官（以下「長官」という。）は、防衛政策局長、整備計画局長又は各幕僚長等（統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長又は情報本部長をいう。以下同じ。）の依頼によらずに代替案分析等を行うことができる。

(依頼による代替案分析)

第3 防衛政策局長、整備計画局長又は各幕僚長等は、訓令第9条第3項の規定により代替案分析を依頼しようとするときは、次に掲げる事項をできるだけ詳細に記載した装備取得要求見積書を、分析結果の希望日のおおむね1年前の日までに、長官に提出するものとする。

- (1) 取得目的
- (2) 運用構想
- (3) 装備構想
- (4) 最重要性能（トレードオフの対象とできない必ず満たすべき主要な機能及び性能をいう。）
- (5) 取得希望時期
- (6) 期待する量産単価
- (7) 分析結果の希望日

2 長官は、訓令第9条第3項の依頼により代替案分析を行ったときは、次に掲げる事項を記載した装備取得分析書により、その分析結果を当該依頼をした者に通知するものとする。

- (1) 取得方法
- (2) 機能・性能
- (3) コスト
- (4) 取得可能時期
- (5) リスク

(依頼による将来装備の技術的検討)

第4 防衛政策局長、整備計画局長又は各幕僚長等は、訓令第9条第3項の規定により将来装備の技術的検討を依頼しようとするときは、次に掲げる事項をできるだけ詳細に記載した将来装備検討依頼書を、検討結果の希望日のおおむね1年前の日までに、長官に提出するものとする。

- (1) 目的
- (2) 検討内容
- (3) 検討結果の希望日
- (4) 検討結果の活用方法

2 長官は、訓令第9条第3項の依頼により将来装備の技術的検討を行ったときは、次に掲げる事項を記載した将来装備検討書により、その検討結果を当該依頼をした者に通知するものとする。

- (1) 検討方法
- (2) 検討結果

(委任規定)

第5 この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は、プロジェクト管理部長が定めるものとする。